

令和2年度 包括外部監査（令和3年3月26日報告） 【指摘事項】

テーマ：3R推進課の事務の執行について

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内 容 |
|-----|-------|--|------------|---|
| 9 | 3R推進課 | <p>第4部 ごみ収集運搬業務 第5 収集運搬業務（災害関連以外） 10 業務委託契約書分析 (7)①市の各組合に対する「調査」について 受託業者が契約書に従い確実に業務を遂行することは当然であるが、当該業務が行政サービスを市に代わって行う業務である以上、市は他の委託業務以上に管理・監督を徹底すべきである。従って、委託業務が適正に行われているかの調査は定期的に行うべきであり、研修の実態も文書による報告を受けるなどの措置を講ずるべきである。</p> <p>また、集積業務が直営であれば直ぐに対応又は検討できたであろう事案がある場合、市は受託業者から適時報告を受ける体制を整え、記録にも残しておくべきである。</p> | 措置 (完了) | <p>市の各組合に対する管理及び監督を徹底するため、令和3年度より、立入調査を実施することいたしました。</p> <p>また、受託業者の研修実施状況及び事案の報告についても連絡体制を整え、記録簿を作成いたしました。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 17 | 3R推進課 | <p>第6 令和元年東日本台風災害対応の臨時ごみ収集運搬 3 郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料 (2)④支出命令書の金額表記のミスについて 外税表記の場合、税込金額の支出額が実態と異なる支出命令書となっている。</p> | 措置 (完了) | <p>支出命令書のコピーについて、旧財務会計システムの金額の表示方法の仕様によるものでありましたが、新たに導入した現在のシステムにおいては、修正されております。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 18 | 3R推進課 | <p>4 郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料 (2)④支出命令書の金額表記のミスについて 外税表記の場合、税込金額の支出額が実態と異なる支出命令書となっている。</p> | 措置 (完了) | <p>支出命令書のコピーについて、旧財務会計システムの金額の表示方法の仕様によるものでありましたが、新たに導入した現在のシステムにおいては、修正されております。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 21 | 3R推進課 | <p>第5部 富久山クリーンセンター 第2 現地視察 2 備品管理業務について (2)移動式監視カメラについて 機器の導入に際しては、機器の最新情報を入手し、経済性や効率性を考慮して機器の選定を行う必要がある。</p> | 措置 (完了) | <p>平成29年度以降、監視カメラ等機器の導入に際しては、カタログの確認、メーカー聞き取りによる情報収集等により機器の最新情報を入手し、価格、耐用年数、他自治体の使用実績等を踏まえ、経済性や効率性を考慮し、取得する機器の選定を行っております。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 25 | 3R推進課 | <p>第8部 その他の事業 第1 し尿処理総務費 2 その他の委託 (1)災害に係る一般廃棄物（し尿）域外運搬業務 ② 2) i) 契約の見直しについて 積算における経費率（委託先利益相当額）が他の収集業務に比べて高く設定されていることから、契約単価の見直しを行うべきであったと判断する。</p> | 対応状況 | <p>緊急性を優先し契約単価の見直しを行う判断ができなかったことについて、課内で指摘内容の情報共有を図りました。</p> <p>今後、災害時には、状況にあった業務の形態であるかどうか及び費用の妥当性を検討した委託料の積算であるかどうかを確認し、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内 容 |
|-----|--------|---|-----------|---|
| 1 | 3 R推進課 | <p>第3部 郡山市の清掃事業の現状と施策 第3 郡山市の清掃業者に関する政策について 3 一般廃棄物処理基本計画の概要 (1) 一般廃棄物処理基本計画の進捗管理と評価について</p> <p>「一般廃棄物処理基本計画」についての進捗管理と評価を毎年度行い、その結果を諮問機関である「廃棄物減量等推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、今後の施策に反映することが望まれる。</p> <p>また、「一般廃棄物処理基本計画」の重点施策について、上記の進捗管理を有効に実施するために、重点施策の実施スケジュール等を策定することが望まれる。</p> | 対応状況 | <p>今後は、「一般廃棄物処理基本計画」についての進捗管理と評価を毎年度行い、「廃棄物減量等推進審議会」に報告するとともに、聴取した意見の各種施策への反映を図ってまいります。</p> <p>なお、令和4年度中に「一般廃棄物処理基本計画」の改定を予定していることから、これに合わせた、重点施策のスケジュール等についても策定を検討してまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |
| 2 | 3 R推進課 | <p>第4部 ごみ収集運搬業務 第5 収集運搬業務（災害関連以外） 4 平成31年度可燃・不燃ごみ、資源物A区域収集運搬業務委託契約 (2)① 1) 随意契約について</p> <p>1者との随意契約よりも、郡山全域の収集地域をブロック制にし、市内中心部と周辺部で異なる事業者が収集運搬を行うことができれば、それぞれの地域特性に応じたサービスの提供や業務の効率化が可能になるのではないだろうか。</p> | 対応状況 | <p>一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条2第1項の規定により、市町村がその処理責任を有することになっており、その処理にあたっては、生活環境の保全に支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならないとされており、また、同条第2項においては委託処理の基準を定め、同法施行令第4条第1項において受託業者は「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に相当の経験を有する者であること。」とされており、加えて環境省からの平成26年10月8日付け環廃対発台1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」では「委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要」とされており、</p> <p>本事業は、環境保全のため、1日たりとも欠くことのできないインフラ事業であります。</p> <p>収集地域を小分割し、一般競争入札を導入した場合においては、収集車(バッカー車)を複数台保有する小規模の事業者が参入し、落札することでコスト低減につながる可能性がある一方、車両故障や乗務員の怪我・病気・退職・事業者の倒産等による収集運搬の突然の停止や、入札不成立により委託できないエリアが生じる可能性も考えられます。この場合、最終的なごみの収集運搬の責務を負う本市が、直営で収集運搬業務を行うこととなるため、収集運搬車両や職員を確保するなど、新たなコストが必要となるデメリットが生じることになります。</p> <p>現在委託している12社から成る協同組合は、市内約6,000ヶ所のごみ集積所を約65台の機械車(バッカー車)で周回して収集運搬を行い、一般廃棄物処理基本計画(郡山市ごみ処理基本計画)に基づき、市内すべての一般家庭から分別して排出される、可燃・不燃ごみ、資源物を完全に収集運搬するに必要な専用の収集運搬車両台数と人員を保有するなど上記基準を充足する市内唯一の事業者であります。さらには、組合員相互の連携協力により、災害時を含め、あらゆる事故等に即座に対応できる体制が整っており、処理基準に沿った収集や各地域の市民サービスを低下させることなく、毎日排出される可燃・不燃ごみ、資源物を種別ごとに、収集できるのは、当該協同組合以外ではなく、競争入札に適さないと判断できるため、当面は随意契約により実施したいと考えております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p> |
| 3 | 3 R推進課 | <p>(2)① 2) 三者間契約について</p> <p>一般廃棄物の処理に係る委託関係を明確にする点から、委託者である市町村、事業協同組合及び実際に業務を実施する組合員が、各々の役割及び責任を明確にした上で三者間契約を締結することが望ましい。「三者間契約」の締結を検討するべきである。</p> <p>なお、その際、各事業者の決算書の入手も検討していただきたい。</p> | 対応状況 | <p>現在、三者間契約について、他市の事例を参考にしながら、検討しているところであります。</p> <p>また、決算書については、事業協同組合を通じ各組合員の決算書の提出を求めてまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内 容 |
|-----|-------|---|-----------|--|
| 4 | 3R推進課 | <p>5 平成31年度資源物B区域収集運搬業務委託契約(2)① 1) 随意契約について</p> <p>現在、郡山市では、資源物A区域、資源物B区域、資源物C区域に区分し「びん、缶、新聞雑誌等廃棄物の収集運搬業務」を別々に随意契約としている。両地区ともに競争入札とすることは可能であろう。原則は競争入札であり可能な限り検討するべきである。</p> | 対応状況 | <p>一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条2第1項の規定により、市町村がその処理責任を有することになっており、その処理にあたっては、生活環境の保全に支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならないとされています。また、同条第2項においては委託処理の基準を定め、同法施行令第4条第1項において受託業者は「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」とされています。加えて環境省からの平成26年10月8日付け環廃対発台1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」では「委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要」とされています。</p> <p>本委託業務は、一般廃棄物処理基本計画（郡山市ごみ基本計画）に基づき市内の一般家庭から分別して排出される一般廃棄物のうち、資源物（びん・缶電池、ガス・スプレー缶、缶、紙、プラスチック製包装容器、ペットボトル）の収集運搬を委託する業務ですが、一般競争入札を導入した場合においては、ダンプ車を複数台保有する小規模の事業者が参入し、落札することでコスト低減につながる可能性がある一方、車両故障や乗務員の怪我・病気・退職・事業者の倒産等による収集運搬の突然の停止や、入札不成立により委託できないエリアが生じる可能性も考えられます。この場合、最終的なごみの収集運搬の責務を負う本市が、直営で収集運搬業務を行うこととなるため、収集運搬車両や職員を確保するなど、新たなコストが必要となるデメリットが生じることとなります。</p> <p>現在委託している協業組合は、平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い細分化した資源物の収集を完全に行うために、郡山市の分別収集計画により、従来のごみ専用収集運搬車両台数が増車になり、当該協業組合は本委託業務に必要なごみ専用収集運搬車両を保有するなど上記基準を充足し、さらに区域すべてのごみ集積所（約250箇所）を把握しており、さらには、組合員相互の連携協力により、災害時を含め、あらゆる事故等に即座に対応できる体制が整っており、処理基準に沿った収集や各地域の市民サービスを低下させることなく、分別して排出された資源物を収集できる事業者であります。また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、当面は随意契約により実施したいと考えております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p> |
| 5 | 3R推進課 | <p>6 平成31年度資源物C区域収集運搬業務委託契約(2)① 1) 随意契約について</p> <p>現在郡山市では、資源物A区域、資源物B区域、資源物C区域に区分し「びん、缶、新聞雑誌等廃棄物の収集運搬業務」を別々に随意契約としている。両地区ともに競争入札とすることは可能であろう。原則は競争入札であり可能な限り検討するべきである。</p> | 対応状況 | <p>一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条2第1項の規定により、市町村がその処理責任を有することになっており、その処理にあたっては、生活環境の保全に支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならないとされています。また、同条第2項においては委託処理の基準を定め、同法施行令第4条第1項において受託業者は「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」とされています。加えて環境省からの平成26年10月8日付け環廃対発台1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」では「委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要」とされています。</p> <p>本委託業務は、一般廃棄物処理基本計画（郡山市ごみ基本計画）に基づき市内の一般家庭から分別して排出される一般廃棄物のうち、資源物（びん・缶電池、ガス・スプレー缶、缶、紙、プラスチック製包装容器、ペットボトル）の収集運搬を委託する業務ですが、一般競争入札を導入した場合においては、ダンプ車を複数台保有する小規模の事業者が参入し、落札することでコスト低減につながる可能性がある一方、車両故障や乗務員の怪我・病気・退職・事業者の倒産等による収集運搬の突然の停止や、入札不成立により委託できないエリアが生じる可能性も考えられます。この場合、最終的なごみの収集運搬の責務を負う本市が、直営で収集運搬業務を行うこととなるため、収集運搬車両や職員を確保するなど、新たなコストが必要となるデメリットが生じることとなります。</p> <p>現在委託している協業組合は、平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い細分化した資源物の収集を完全に行うために、郡山市の分別収集計画により、従来のごみ専用収集運搬車両台数が増車になり、当該協業組合は本委託業務に必要なごみ専用収集運搬車両を保有するなど上記基準を充足し、さらに区域すべてのごみ集積所を把握しており、さらには、組合員相互の連携協力により、災害時を含め、あらゆる事故等に即座に対応できる体制が整っており、処理基準に沿った収集や各地域の市民サービスを低下させることなく、分別して排出された資源物を収集できる事業者であります。また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、当面は随意契約により実施したいと考えております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p> |

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内容 |
|-----|--------|---|-----------|---|
| 6 | 3 R推進課 | <p>7 平成31年度公共施設廃棄物収集運搬業務委託契約(2)① 1) 随意契約の妥当性について 公共施設から排出されるごみは、事業系一般廃棄物に位置付けられるが、当該廃棄物を取り扱う一般廃棄物収集運搬許可業者は他にも存在することから、他に対応可能な収集運搬業者がいる限り地方自治法施行令第167条の2第1項第2号には該当しない可能性がある。さらに、競争原理を働かせるためにも、市内全域一括契約ではなく、ブロック制もしくは施設毎等にすることも検討する余地はある。</p> | 対応状況 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、廃棄物の運搬、処理にあたっては廃棄物運搬の許可を有する業者である必要があります。 また、本委託業務は、市のすべての公共施設から排出される廃棄物（燃やしてよいごみ・燃えないごみ、資源物、使用済み小型電子機器等）の収集運搬を委託する業務であります。市の公共施設は市内全域に点在し広範囲であり、収集する廃棄物が燃やしてよいごみ、燃えないごみ、資源物をそれぞれ計画的に巡回収集する必要があるため、十分な専用収集運搬車両台数及び人員が求められます。 収集地域又は施設種類毎に小分割し、一般競争入札を導入した場合においては、収集車（バッカー車）を複数台保有する小規模の事業者が参入し、落札することでコスト低減につながる可能性がある一方、車両故障や乗務員の怪我・病気・退職・事業者の倒産等による収集運搬の突然の停止や、入札不成立により委託できないエリアが生じる可能性も考えられます。この場合、最終的なごみの収集運搬の責務を負う本市が、直営で収集運搬業務を行うこととなるため、収集運搬車両や職員を確保するなど、新たなコストが必要となるデメリットが生じることになります。 一方、当該協業組合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する組合員から組織され、市のすべての公共施設から排出される廃棄物を収集運搬するに足る専用収集運搬車両と人員を保有しており、また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、当面は随意契約により実施したいと考えております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p> |
| 7 | 3 R推進課 | <p>8 平成31年度粗大ごみ収集運搬委託契約(2)① 1) 随意契約について 環境保全公社及びグンダスト事業協同組合との随意契約である。環境保全公社には「第1月曜日を含む週以外の収集依頼受付分」を割り当て、グンダスト事業協同組合「第1月曜日を含む週の収集依頼受付分」を割り当てている。そもそも、両組合は同様の業務を行っているのだから、週次で委託業務を分割するのではなく、ブロック制にして競争入札にすること等も可能である。</p> | 対応状況 | <p>一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2第1項の規定により、市町村がその処理責任を有することになっており、その処理にあたっては、生活環境の保全に支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならないとされており、また、同条第2項においては委託処理の基準を定め、同法施行令第4条第1項において受託業者は「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」とされており、加えて環境省からの平成26年10月8日付け環境対発台1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」では「委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要」とされており、</p> <p>本業務は、郡山市内全域から排出される粗大ごみの収集運搬業務であり、粗大ごみは、品目別に重量、容量が異なり、年間約20,000件を超える戸別収集となっていることから、2tダンプ車を十数台有していることが必要であります。 収集地域を分割し、一般競争入札を導入した場合においては、2tダンプ車を数台保有する小規模の事業者が参入し、落札することでコスト低減につながる可能性がある一方、車両故障や乗務員の怪我・病気・退職・事業者の倒産等による収集運搬の突然の停止や、入札不成立により委託できないエリアが生じる可能性も考えられます。この場合、最終的なごみの収集運搬の責務を負う本市が、直営で収集運搬業務を行うこととなるため、収集運搬車両や職員を確保するなど、新たなコストが必要となるデメリットが生じることになります。 従いまして、収集運搬に当たっては、2tダンプ車を十数台有していること、更により上記基準を充足している二組合に委託することで、相互にバックアップ可能な体制となっていることから、市民サービスの低下を招くことなく粗大ごみの収集運搬が可能となっており、また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、当面は上記二組合と随意契約により実施したいと考えております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p> |

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内 容 |
|-----|--------|---|-----------|--|
| 8 | 3 R推進課 | <p>9 平成31年度犬猫等死骸収集運搬業務委託契約(2)① 1) 随意契約について</p> <p>業務である「(土日祝日の)犬猫等死骸の収集運搬業務」は特殊性があるとは考えられず、そもそも組合である必要があるのか疑問が残る。原則は競争入札であり、可能な限り競争入札の採用を検討すべきである。</p> | 対応状況 | <p>一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条2第1項の規定により、市町村がその処理責任を有することになっており、その処理にあたっては、生活環境の保全に支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならないとされております。また、同条第2項においては委託処理の基準を定め、同法施行令第4条第1項において受託業者は「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」とされております。加えて環境省からの平成26年10月8日付け環廃対発台1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」では「委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要」とされております。</p> <p>本業務は、郡山市内全域において発生する犬、猫その他動物の死骸の収集運搬業務であります。この犬猫等死骸のほとんどは野良犬や野良猫等であり、公衆衛生上迅速に収集する必要があります。平日の業務時間内は環境部3 R推進課で対応できますが、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始における犬猫等死骸の収集は3 R推進課では対応できないことから委託契約により対応しているところであります。</p> <p>一般競争入札を導入した場合には、トラックを保有する小規模の事業者が参入し、落札することで連絡員・運転手・乗務員を出動待機させ本市全域をカバーする必要があることから、現在の契約金額に比してコスト低減につながる可能性は低く、車両故障や乗務員の怪我・病気・退職・事業者の倒産等による収集運搬の突然の停止や、入札不成立により委託できないエリアが生じる可能性も考えられます。この場合、最終的なごみの収集運搬の責務を負う本市が、直営で収集運搬業務を行うこととなるため、収集運搬車両や職員を確保するなど、新たなコストが必要となるデメリットが生じることとなります。</p> <p>現在委託中の一般廃棄物の収集運搬の許可を有する35 組合員が加入している当該事業協同組合は、市内全域を網羅し、適正な収集運搬処理処分ができ、迅速な機動力を有し、上記基準を充足しており、また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、当面は随意契約により実施したいと考えております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p> |
| 10 | 3 R推進課 | <p>10 業務委託契約書分析</p> <p>(7)②収集運搬車による事故の責任について</p> <p>本業務委託契約に係る契約書第11条（損害賠償責任）によると、「受託者が委託業務の実施中、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、一切の責任を負うものとする」とある。</p> <p>市が収集運搬事業を環境保全公社や組合に完全に委託しているといっても、環境保全公社や組合が起こした事故の結果、郡山市が責任を負う場合もあることを認識し、各組合への安全面の指導・監督をおろそかにするべきではない。</p> | 対応状況 | <p>受託者の収集運搬車による事故の責任については、郡山市が責任を負う場合もあることを認識し、令和3年度から実施している立入調査を通じ、運転前の呼気検査、車両点検等、各組合に対し、安全面の指導及び監督を行ってまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |
| 11 | 3 R推進課 | <p>(7)③受託者の安全面の取り組みへの市の指導・監督</p> <p>3 R推進課職員と協議の結果、今後、さらなる安全対策考えられる事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の運転手の呼気検査 ・定期的な運転手の免許証の確認 ・個人別勤務時間の記録及び検査 ・収集車にドライブレコーダーの設置 ・収集車にバックモニターの設置 ・事故報告書のみならず、交通違反事例の違反報告書の提出 | 対応状況 | <p>受託者の安全面の取り組みへの市の指導・監督については、契約で常に2名以上の乗車、後退時は必ず一方の乗務員が後方を確認することを義務付ける等の安全策を行っております。また、ドライブレコーダーについては、令和3年度に予算措置し、順次導入しております。</p> <p>なお、令和3年度から実施している立入調査を通じ、各組合へのさらなる安全面の指導及び監督を行ってまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |
| 12 | 3 R推進課 | <p>(7)④従業員名簿の入手</p> <p>業務委託契約は年度初めの4月1日で行っているが、契約後に、受託者から追完される。</p> <p>収集運搬に従事する従業員は、4月1日から従事していることが多いのであるから、契約と同時に提出させるべきである。</p> | 措置(完了) | <p>従業員名簿の入手及び運転免許証の確認につきましては、契約締結時に速やかに提出を受けることとします。なお、令和3年度分については既に提出を受けております。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 13 | 3 R推進課 | <p>12 その他</p> <p>(1)市民からの苦情・要望対応についての文書化</p> <p>市には、住民からごみ収集に関する苦情や問い合わせを受けている、特段記録等に残してはいない。今後のごみ行政のためにも、また受託者への管理監督の資料としても住民からの苦情・要望は、記録に残すことは当然であり今後は記録していく必要がある。</p> | 措置(完了) | <p>市民からの苦情・要望対応につきましては、対応記録簿を作成しました。今後は軽微な点も含め記録に残し、当該記録により受託業者と情報共有を図ってまいります。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内容 |
|-----|-------|---|-----------|--|
| 14 | 3R推進課 | (2)高齢者等のごみ収集の支援について 高齢者及び障がい者の自宅の玄関先まで収集を行っている自治体は見受けられ、今後、全国的な趨勢になることも考えられる。高齢化が急速に進む昨今、高齢者等のごみ収集問題については早急に検討するべきである。 | 対応状況 | 高齢者等のごみ収集の支援については、高齢化社会において重要な問題であると認識しておりますが、対象者の選定や実施方法等様々な問題があることから、課題整理をしながら検討しているところであります。 なお、今後も他市の事例を参考にしながら、関係各課と協議し、検討を続けてまいります。 令和3年8月31日対応状況報告 市長 |
| 15 | 3R推進課 | (3)ごみ集積所の管理について ごみ集積所の管理は、現状はごみ集積所がある町内会やその地域住民代表が行うことになっている（郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則第8条）。しかし、ごみ集積所の極端な管理の仕方（例えば、自治会費を払っていないとごみ集積所にごみを置かせない）がある場合には、市は踏み込んだ対応をとるべきではないだろうか。 また、管理における最低限のマニュアル等を作成し管理の平準化を図るべきではないか。 | 対応状況 | ごみ集積所の管理について、本市においては「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」第29条及び「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則」第8条に基づき、設置物を含むごみ集積所の維持管理や、清掃等のルール作りなどについて、それぞれのごみ集積所の管理者と利用する地域の市民が主体的に取組むことになっております。 ごみ集積所の管理につきましては、設置場所が民地であったり道路敷であったりなど、借地料の有無や土地所有者や地上権者が課す使用許可条件が様々であり、清掃当番等管理方法や、非会員の利用についての考え方が管理団体ごとに様々ですが、市のホームページ等でごみの出し方等を周知しているところであります。 なお、ごみ集積所の管理について町内会等管理団体と非会員の間に困難な事例が発生した場合は、個別の事案として相談を受け、対応しております。 令和5年1月24日対応状況報告 市長 |
| 16 | 3R推進課 | (4)全戸別収集とごみ処理の有料化問題 将来的には、全戸別収集のニーズも出てくる可能性があり、その際は、経費増大に伴うごみ袋の有料化が前提になるであろう。①収集地区のブロック化による地域の特性に合わせたサービスの提供、②一般競争入札の導入によるコスト削減等もあわせて検討しておくことは必要であると思う。 | 対応状況 | ごみの処理の有料化については、市民のコスト意識によるごみの減量化等にも繋がることから、「廃棄物減量等推進審議会」において検討しているところですが、今後も他市条例等を参考にしながら進めてまいります。 なお、全戸別収集につきましては、収集コストの増加や収集時間の長時間化等様々な問題が考えられることから、今後必要に応じて検討してまいります。 令和3年8月31日対応状況報告 市長 |
| 19 | 3R推進課 | 第7 市民協力推進事業 2 資源回収推進報奨金交付制度 (2)①ごみの再資源化について ごみの再資源化については、製造業者又は小売業者との連携による回収ポストの増設等を検討する余地もあるのではないだろうか。 また、海外ではデポジット制で成功している事例もあり、デポジット制の検討の余地もあるのではないだろうか。 | 対応状況 | 回収ポストの設置、増設については、製造業者等のリサイクル事業を確認し、市役所本庁舎及び西庁舎にインカートリッジの回収ボックスを設置いたしました。なお、コンビニエンスストアでは、令和4年9月から順次、市内の店舗にペットボトル回収機を設置しております。 デポジット制度につきましては、自治体単位での実施は難しいため、国等の動向を見定めながら対応を検討してまいります。 令和5年1月24日対応状況報告 市長 |
| 20 | 3R推進課 | 第5部 富久山クリーンセンター 第2 現地視察 2 備品管理業務について (1)動産に対する付保の状況について 富久山クリーンセンターの財産（建物、工作物、動産等）については、公益社団法人全国市有物件災害共済会と建物総合損害共済事業の委託契約を締結している。今回の水害により滅失した動産のうち、本共済契約の対象としている動産の範囲は、富久山クリーンセンター内の各施設が建設された際に同時に取得された動産に限られており、その後取得された動産については対象とされていない。 損害補填の対象とする財産の範囲については各財産の所管部署が決定することとされている。よって、建設後に取得した財産については、3R推進課において損害保険を付す必要性を適切に判断すべきであった。 | 対応状況 | 今後、財産を取得する際には、損害保険担当課と協議を行い、必要に応じて損害保険を付すよう適切に処理してまいります。 また、これまで取得した財産の付保の必要性についても、担当課と協議しながら検討しているところであります。 令和3年8月31日対応状況報告 市長 |
| 22 | 3R推進課 | 第3 個別事業について 1 富久山クリーンセンター維持管理費 (6)① 2 i ア 随意契約の妥当性について 焼却灰等の運搬業務であり、業務の特殊性があるとは考えられず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び、郡山市「工事請負契約における随意契約のガイドライン」4(2)に該当するかについては疑問である。原則は競争入札であり、可能な限り競争入札とすべきである。 | 対応状況 | 河内埋立処分場建設当時、地元地権者との協議の中で、焼却灰等の河内埋立処分場への運搬及び処分業務は、地権者で組織する地元の団体に委託するとの合意形成がなされ、その経緯から地元業者が設立されました。 富久山クリーンセンターにおいては、当初焼却灰等を西田埋立処分場で処分していましたが、平成19年4月に同処分場の処分が終了し、その後は河内埋立処分場での処分を開始したことから、河内埋立処分場への焼却灰運搬及び処分は政策的合意で設立された地元業者との契約としてきたものであります。 そのため、競争入札の導入は難しく、当面は随意契約としたと考えております。 令和5年1月24日対応状況報告 市長 |

| No. | 該当所属 | 監査の結果（要約） | 措置・対応状況の別 | 内容 |
|-----|-------|--|------------|---|
| 23 | 3R推進課 | <p>第6部 河内クリーンセンター 第2 現地視察 1 現金収納事務について (1)現金有高のダブルカウントの実施について 売上取受分については、内部牽制の観点から日々残高のダブルカウントを実施することが望ましいが、実務上の制約から難しい場合には、月に数回程度は、抜き打ちで上席者によるダブルカウントを実施すべきである。 また、釣銭準備金についても金額をカウントした際の証憑を残し、上席者の承認を受けるべきである。</p> | 措置 (完了) | <p>ごみ焼却・破砕処分手数料及び犬、猫等死体処分手数料の売上取受分については、日々計量窓口担当者による金額確認後、事務担当者等による金額確認を経て調定作成を行っていましたが、ダブルカウントは行っていなかったことから、ダブルカウント行うことといたしました。 また、処分手数料及び釣銭準備金については、金種表を作成し、上席者の承認を受けるようにいたしました。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 24 | 3R推進課 | <p>第3 個別事業について 1 河内クリーンセンターの維持管理費 (3)① 2) iv) 事故報告書の提出について 仮に同センター内で事故が起こった場合には、運転業務日誌に事故の内容が記載されることになっているが、別途事故報告書は作成されない。事故報告書を別途作成する運用に変えるべきである。</p> | 措置 (完了) | <p>現在、河内クリーンセンター運転管理の業務委託において発生した機器故障や点検については、受託者から運転業務日誌等により報告を受けております。同様に、軽易な修繕で復旧可能なものについても故障報告として報告を受けております。 今年度から運転管理の業務委託において事故が発生した場合は、事故報告書を作成し提出を求めることとしました。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p> |
| 26 | 3R推進課 | <p>第8部 その他の事業 第2 公衆便所維持管理費 2 その他の委託 (1)郡山市公衆衛生便所清掃業務委託A区域 ② 1) i) 指名競争入札について 本契約については指名競争入札によるものであるが、過去10年以上上記理由により同じ3者が指名業者となっており、また、落札者も過去10年以上年間同一業者となっている。 指名競争入札にもかかわらず長期間同一業者が受注していることは健全ではない。基本的な業務は公衆便所の清掃であり、特殊な業務ではないため通常であるならば一般競争入札となる業務である。そうであるならば、将来的には他の清掃業者も参入できるように区分けを変更する等措置を講じ指名業者を増やし、ある程度の競争を促す方策を検討すべきではないだろうか。</p> | 対応状況 | <p>本業務は、官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律や下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の主旨を参酌し、市内中小企業者の受注機会を確保することも目的としておりますが、今後は、区域の区分けや入札方法等の見直しについて検討してまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |
| 27 | 3R推進課 | <p>(4)郡山市公衆衛生便所巡回監視業務委託 ② 1) i) 指名競争入札について 本契約については指名競争入札によるものであるが、過去10年以上上記理由により同じ3者が指名業者となっており、また、落札者も過去10年以上同一業者となっている。 指名競争入札にもかかわらず長期間同一業者が受注していることは健全ではない。基本的な業務は公衆便所巡回監視業務であり、特殊な業務ではないため通常であるならば一般競争入札となる業務である。そうであるならば、将来的には他の清掃業者も参入できるように区分けを変更する等措置を講じ指名業者を増やしある程度の競争を促す方策を検討すべきではないだろうか。</p> | 対応状況 | <p>本業務は、官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律や下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の主旨を参酌し、市内中小企業者の受注機会を確保することも目的としておりますが、今後は、区域の区分けや入札方法等の見直しについて検討してまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |
| 28 | 3R推進課 | <p>② 1) ii) 自己監視について 本契約は公衆便所巡回監視業務であるが、指名業者は3者であり、3者とも監視対象の公衆便所の清掃を請け負っている。そうであるならば、どの業者が請負っても自己が清掃した箇所を自己で監視することになってしまい健全ではない。有効性の観点から、基本的には自己監視にならないように清掃業務を請け負っていない別業者が実施するのが望ましい。</p> | 対応状況 | <p>本業務は、清掃業務委託の業務実施日と次回の業務実施日の間に実施され、清掃状況の確認だけでなく、機能維持、悪戯による汚損や破損などの確認も含んでおります。 今後、3者以外の者への発注や清掃業務と本業務との集約など、有効性が発揮できるよう業務の方法について検討してまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |
| 29 | 3R推進課 | <p>② 1) iii) 業務の集約について 当該巡回監視業務についての主な業務をみまると、清掃業務と重複する業務及び清掃業務の際に実施可能なものが多々見られる。そうであるならば、効率性の観点から集約できるものは集約すべきであり、巡回監視業務あり方そのものも見直すことも必要ではないか。</p> | 対応状況 | <p>今後、効率性の観点から、清掃業務と本業務との集約及び業務形態の見直しについて検討してまいります。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p> |